

道路啓開計画ガイドライン
【雪害編】

令和 8 年 3 月

国土交通省道路局

道路啓開計画ガイドライン【雪害編】

国土交通省道路局
令和8年3月

本ガイドラインは、令和7年7月策定の「道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】」（以下「地震・津波編」という。）の考え方を踏まえ、大雪警報又は大雪特別警報が発表された場合、又はその発表が見込まれ、道路管理者の通常の道路維持管理における除雪体制を超える対応が必要となる場合に適用するものとする。

本ガイドラインは、人命救助、生活維持、医療・防災活動及び物流確保等の社会機能の維持に必要な道路機能を確保することを目的とし、雪害における道路啓開の基本的な考え方及び実施に関する基本方針を示すものである。

雪害は一定の予測可能性を有する一方、降雪強度及び継続時間、気温、風向又は風速の変化により道路状況が短時間で変動し、通行機能の低下又は閉塞が反復して発生する特性を有する。このため、最新の気象予測及び観測情報を踏まえ、現地の路面状況及び交通状況を的確に把握し、機動的に対応するものとする。

雪害時の道路啓開は、通常の維持管理としての除雪を超える災害対応オペレーションとして位置づけ、除雪及び排雪、障害物の除去、事故車両の排除(けん引)、通行規制並びに情報提供を一体的に運用することにより、道路ネットワーク全体の機能維持を図るものとする。

また、道路管理者の通常の除雪体制を超える対応が必要となる降雪が予測される場合には、利用者への周知を十分に行った上で、早期かつ躊躇なく予防的通行止め¹を実施するものとする。必要に応じ、面的かつ同時的な広域通行止めを講じ、車両滞留の回避及び効率的な除雪作業の確保を図ることにより、道路ネットワークの早期回復に資するものとする。

さらに、豪雪地域とその他地域の降雪特性及び備えの状況の違いを踏まえ、除雪水準、予防的通行止めの実施に係る判断の目安、対象区間等の対応レベルをあらかじめ整理するものとする。

¹ 道路局「大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ(2021年3月31日改訂)」

1. 対象となる災害の種類（1号関係）

（1）地方整備局等の広域ブロック単位の対象災害

- ・ 広域ブロック単位の対象災害は、大雪警報又は大雪特別警報が発表された場合、又はその発表が見込まれる状況において、通常の維持管理としての除雪体制を超える対応が必要となり、広域的に道路ネットワークに重大な影響が生じ、又は生じるおそれがある場合の雪害を対象とするものとする。
- ・ なお、対象災害の想定に当たっては、過去に広域ブロック単位で発生した大規模雪害の事例を踏まえるものとする。

（2）都道府県単位の対象災害

- ・ 都道府県単位の対象災害は、各都道府県の地域防災計画等において想定されている雪害を基本として設定する。

2. 道路啓開の目標（2号関係）

- ・ 雪害時の道路啓開は、被害状況及び道路ネットワークの機能的重要性を踏まえ、あらかじめ設定した優先路線に基づき、段階的に実施するものとする。
- ・ 降雪に伴い、広域的に幹線道路の交通機能の低下又は閉塞が発生し、又は複数の孤立集落が発生した場合を想定し、道路啓開ルート(目標)を設定するものとする。
 - ① 広域支援ルート(第1次緊急輸送道路等)

大雪影響エリア外から救助活動及び緊急対応を支えるルートで概ね 24 時間以内に道路啓開を実施するものとする。
 - ② 生活維持ルート(第2次緊急輸送道路等)

地域内での生活維持を支えるため、防災拠点、排雪場、燃料供給拠点等を結ぶルートで概ね 72 時間以内に道路啓開を実施するものとする。

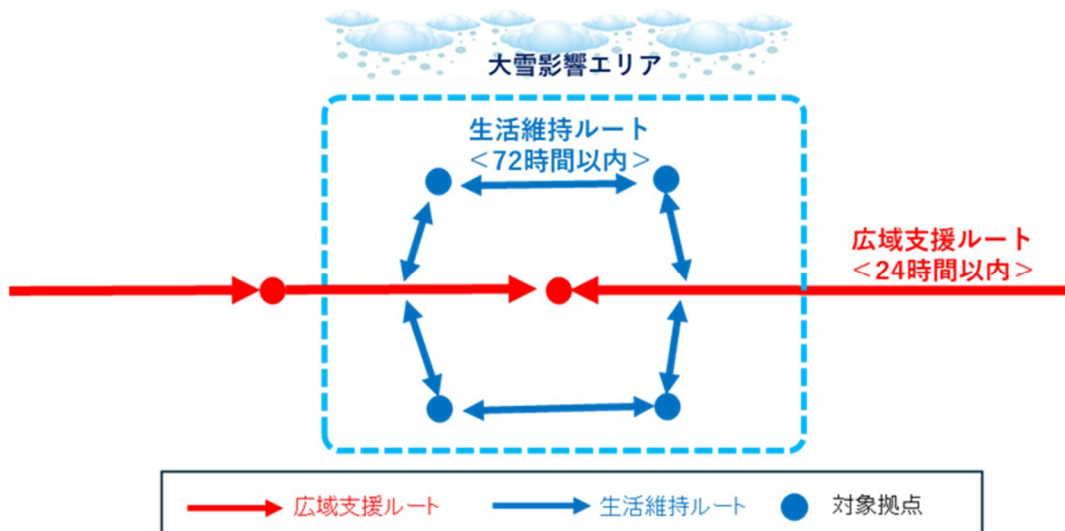


図1. 道路啓開ルートのイメージ

3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間（3号関係）

- ・ 道路啓開の目標を達成するため、必要となる対象拠点並びに路線及び区間をあらかじめ選定し、2. ①及び②で示した優先順位を明確化した路線・区間の一覧及び図面を作成するものとする。この際、広域ブロック単位で策定する計画については、各都道府県における優先順位の考え方と整合を図るため、事前に十分な調整を行うものとする。また、雪害の影響が広域に及ぶことを踏まえ、関係する地方整備局間においてブロックをまたぐ調整を行うことが必要である。

4. 道路啓開の方法（4号関係）

（1）降雪状況を踏まえた道路啓開の基本方針

- ・ 大雪警報又は大雪特別警報の発表が見込まれる段階から必要な体制を確保するとともに、最新の気象予測（降雪強度、継続時間、風向及び風速、気温）及び観測情報（路面状況、視程、吹雪状況等）を継続的に把握・共有するものとする。
- ・ その上で、道路管理者の通常の除雪体制を超える降雪が予測される場合には、利用者への周知を十分に行った上で、早期かつ躊躇なく予防的通行止めを実施するものとする。必要に応じ、面的・同時的な広域規制を実施することにより、車両滞留の回避、効率的な除雪作業（集中除雪）を実施し、道路ネットワークの早期回復を図るものとする。あわせて、通行止めの判断の目安、対象区間、迂回路その他必要な事項については、あらかじめ整理し、関係機関で共有するものとする。
- ・ 気象予測及び観測情報（路面状況、視程、吹雪状況等）に応じ、啓開するルートの優先順位を機動的に決定し、道路啓開を実施するものとする。
- ・ 大規模な車両滞留が発生した場合には、道路管理者は、警察、消防、地方公共団体その他の関係機関と緊密に連携し、速やかに乗員の安全確保及び保護活動を実施するものとする。
また、円滑な対応を図るため、対象地域ごとに、都道府県その他の関係機関とあらかじめ調整の上、「雪害時の乗員保護に関する活動計画」²により、平時から必要な体制整備、乗員保護に必要な資機材確保及び連携手順の確認等を行うものとする。
- ・ 雪害は、通行機能の低下又は閉塞が反復して発生し得る特性を有することから、道路啓開は段階的かつ反復的に実施するとともに、必要に応じて維持作業を継続することを基本とする。

（2）降雪状況を踏まえた地方公共団体への支援

- ・ 地方公共団体への通常の除雪体制を超える降雪により交通機能の確保が困難となるおそれがある場合又は現に困難となった場合には、地方自治体からの支援要請に基づき、国及び都道府県は広域的観点から必要な支援を実施するものとする。

² 道路局「雪害時の乗員保護に関する活動計画の策定について 事務連絡(令和8年3月 27 日)」

- ・ 具体には、降雪期前においても、小型除雪機械の貸与等の支援を行うとともに、スクラム除雪の対象路線の選定及び役割分担等について、あらかじめ関係機関で調整するものとする。
- ・ さらに、大雪時には、地方公共団体からの要請等を踏まえ、小型又は大型除雪機械の貸与及びスクラム除雪等の支援を実施する。

(3) 作業員の安全確保

- ・ 雪害時の道路啓開に当たっては、作業員の安全確保を最優先とするものとする。作業の実施に際しては、関係機関から提供される気象情報、降雪予測、地吹雪及び雪崩等に関する情報を適切に収集・共有し、現地状況を踏まえて総合的に判断するものとする。危険が認められる場合には、躊躇なく作業を中断又は見合わせるものとする。

(4) 道路啓開作業の手順(タイムライン)

- ・ タイムラインは、大雪警報又は大雪特別警報の発表が見込まれる段階から作成するものとし、当該段階から必要な体制を確保するとともに、最新の気象予測(降雪強度、継続時間、風向・風速、気温)及び観測情報(路面状況、視程、吹雪状況等)を継続的に把握・共有するものとする。
- ・ その上で、広域的に幹線道路の交通機能の低下又は閉塞等が発生し、災害対応へ移行した時点以降、発災後 72 時間までに道路管理者及び関係機関が実施すべき事項について、役割分担及び実施時期を明確にして整理するものとする。あわせて、体制の発動、道路啓開方針の見直し等に係る判断時点及び実施主体を明示するものとする。

(5) 管理区分を超えた道路啓開の実施

- ・ 24 条承認の特例、啓開の権限代行への移行、費用負担については、「地震・津波編」に準じるものとする。
- ・ なお、24 条承認の特例適用については、当面、対象となるエリアは半島部を基本とし、協議会において具体の路線・区間の調整を行うこととする。
- ・ また、本制度の発動条件については、雪害の状況や降雪量等を踏まえ、本来の道路管理者とあらかじめ調整の上、計画において明確に整理するものとする。さらに、本制度の発動に当たり、本来の道路管理者に連絡が可能な場合には、道路啓開の着手前にあらかじめ連絡を行うものとする。

(6) 道路啓開を実施する建設業者の範囲について

- ・ 「地震・津波編」に準じるものとする。

5. 資機材の備蓄・調達（5号関係）

(1) 資機材(建設機械含む)の必要量の算出

- ・ 道路啓開に必要な資機材の数量は、優先路線の延長、想定される降雪規模(降雪強度、継続時間、吹雪又は吹き溜まりの発生傾向等)及び啓開目標時間を踏まえ、啓開作業のパーティ数を設定した上で算出するものとする。
- ・ 道路啓開に必要な資機材としては、ロータリー除雪車、モーターグレーダ、ブルドーザ、ホイールローダ、ダンプトラック等の建設機械のほか、融雪剤及び滑り止め砂等の消耗資材、標識車並びに夜間作業又は視界不良時の安全確保に必要な可搬式照明車等を確保するものとする。
- ・ また、地方公共団体からの支援要請に対応するため、貸与を想定した小型除雪機械についても、あらかじめ必要台数を整理し、準備するものとする。

(2) 備蓄量及び不足量の確認

- ・ 「地震・津波編」に準じるものとする。

(3) 不足量の対応(調達)と備蓄量の確認と見直し

- ・ 「地震・津波編」に準じるものとする。

(4) その他

- ・ 排雪の運用に当たっては、仮置き場及び本排雪場(雪捨場)をあらかじめ確保するものとする。その際、各施設の位置、受入能力、搬入経路及び運用時間等を整理し、関係機関間で共有するものとする。また、仮置き場及び排雪場の候補地については、平時からリスト化し、必要に応じて見直しを行うものとする。
- ・ 重機等を多数使用する道路啓開活動においては大量の燃料を要することから、民間給油施設に加え、公的機関の施設の活用も含めた燃料調達体制をあらかじめ整備するものとする。

6. 実践的な訓練（6号関係）

- ・ 雪害時の道路啓開を円滑に実施するため、道路啓開計画に盛り込まれた内容を踏まえ、計画的に実施することが必要である。このため、地方整備局等においては、以下の主な訓練メニューを適宜組み合わせ、年1回以上、ブロック単位での訓練を実施する計画を作成する。あわせて、他の災害を想定した訓練との連携を図ることが望ましい。
 - ＜主な訓練メニュー＞
 - 降雪予測を踏まえた予防的通行止めの発動判断、広域的かつ同時的な通行止め及び迂回路設定並びに発災前から発災後 72 時間までのタイムラインの一体的な運用を確認する訓練
 - 孤立集落解消やライフラインに迅速な機能復旧に向けた、優先ルートを選定訓練
 - 滞留車両の撤去、倒木の除去及び倒木に起因する電線の断線の復旧について、関係機関と連携して実施する実働訓練 等
- ・ 訓練には道路管理者の他、自衛隊、警察、消防、災害協定企業、ライフライン事業者、地方公共団体の関係部局、技術系NPO等の参加について調整する。
- ・ 道路啓開計画に基づく訓練に要する費用については、道路管理者の負担を基本とする。

7. 情報収集・伝達（7号関係）

(1) 資機材(建設機械含む)の必要量の算出

- ・ 雪害は、降雪強度、継続時間、気温、風向及び風速の変化により道路状況が短時間で変動し、通行機能の低下又は閉塞が反復して発生する特性を有する。このため、道路啓開の着手又は再開の判断及び優先順位の見直しを適切に行う観点から、現地状況及び降雪状況を的確に把握し、必要な情報を継続的に収集するものとする。
 - ① 大雪警報、大雪特別警報等の気象等に関する警報
 - ② 最新の気象予測(降雪強度・継続、風向・風速、気温)及び観測情報(路面・視程・吹雪状況)
 - ③ 道路の通行可否、再開の発生状況及び通行機能の低下状況
 - ④ 避難状況並びにライフライン施設及び防災拠点の稼働状況

(2) 情報収集・伝達体制

- ・ 道路啓開作業の手順(タイムライン)を踏まえて、道路管理者と関係機関における情報収集・伝達に関わる体制・系統図等を整理する。なお、地域における被害情報や支援要請等については、国および都道府県が広域的観点から必要な支援を迅速かつ適切に実施できるよう、「情報連絡本部」³と連携した情報収集・共有体制を構築するものとする。
- ・ 特に、孤立集落に関する情報は、発災後に優先的に道路啓開を実施する路線・区間の調整に当たり重要であることから、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からの情報収集に係る体制をあらかじめ整理するものとする。
- ・ 同様に、電気、ガス、上下水道等のライフラインや公共交通の被害状況、交通ターミナル等における乗客の滞留状況の収集に関する体制についても整理するものとする。なお、ライフライン事業者及び公共交通事業者との連携については、道路法第 28 条の2に基づく道路啓開計画協議会とは別に、発災後の対応を調整するための会議体をあらかじめ設けることが望ましい。
- ・ また、通行止め情報及び道路啓開の進捗状況については、情報連絡本部等と連携を図りながら、住民及び道路利用者に対し、道路情報板や道の駅、高速道路のSA・PA等を活用して、分かりやすく情報発信を行うものとする。

³ 道路局「大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ(2021年3月31日改訂)

8. その他（8号関係）

（1）道路啓開計画協議会関係

- ・ 「地震・津波編」に準じるものとする。

（2）定期的な計画見直し

- ・ 「地震・津波編」に準じるものとする。

（3）「道の駅」の活用

- ・ 「道の駅」については、雪害時において、道路啓開、緊急復旧、救命救助及び物資輸送を行う関係機関の活動拠点として活用するほか、通行止め時の転回場、待機場及び冬用タイヤ確認拠点等として活用するものとする。このため、道路啓開ルート沿線の「道の駅」を地図上に整理するとともに、各施設の防災機能の現状及び課題について、必要に応じて把握・整理するものとする。
- ・ 道路啓開計画の記載に基づき、本来道路管理者に代わって啓開を行う路線・区間に接続等する「道の駅」については、必要に応じて、道路本線と同様に24条承認の特例の設定を行うことができる⁴。

（4）道路啓開ルートの上のリスクの整理

- ・ 道路啓開ルートについては、除雪により一時的に通行を確保した場合であっても、降雪又は吹き溜まり等により短時間で再開塞し、通行機能の維持が困難となるおそれのある区間や雪崩の発生しやすい区間について、あらかじめ把握し、地図上に整理するものとする。

（5）地域の道路ネットワークの課題等の整理

- ・ 「地震・津波編」に準じるものとする。

（6）複合災害の扱い

1) 他の自然災害との複合災害について

- ・ 雪害時に加え地震が発生した場合には、道路被災状況の把握が困難となるほか、除雪が完了していない区間において応急復旧及び道路啓開に支障が生じるおそれがある。このため、除雪と震災対応を同時並行で実施することを前提として、道路啓開を安全かつ着実に実施するための備えを検討することが重要である。

⁴ 道路局「道路啓開における「道の駅」の活用について 事務連絡(令和7年9月4日)

- ・ 融雪期に豪雨が発生した場合には、急激な融雪出水により河川水位の上昇、道路冠水、雪崩及び法面崩壊等が発生するおそれがある。このため、想定される被害シナリオ及び対応上の課題について、あらかじめ関係者間で認識を共有するものとする。

2) 原子力災害との複合災害について

- ・ 「地震・津波編」に準じるものとする。